

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第9号

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

桑名市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年桑名市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当）

第11条 有害鳥獣駆除作業従事職員の特殊勤務手当は、この作業の主管課に所属する職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく許可を受けて行う鳥獣の駆除作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。